

重要事項説明書

(短期入所療養介護)(ユニット型)

1 施設の概要

(1) 施設の名称等

事業者の名称	医療法人松栄会
施設の名称	介護老人保健施設なでしこ
開設年月日	平成23年4月5日
所在地	熊毛郡平生町大字平生村895番地
管理者名	小幡 雅則
電話番号	0820-57-3800
ファックス番号	0820-56-8181

(2) 短期入所療養介護の目的

短期入所療養介護は、一人ひとりの意思及び人格を尊重し短期入所療養介護施設計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活のお世話などのサービスを提供することで、可能な限り居宅において利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。

(3) 短期入所療養介護計画の作成

① 相当期間(4日)以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びそのおかれている環境並びに医師の診察の方針に基づき、短期入所療養介護の提供の開始から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従事者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所療養介護計画を作成します。

② 短期入所療養介護計画の作成にあたっては、それぞれの利用者に応じた短期入所療養介護計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明し、同意を得るとともに交付致します。

(4) 職員の体制

	常勤	非常勤	(夜勤)	合計	業務内容
医師	1			1	医学的管理
薬剤師	1			1	調剤及び薬学的管理
看護職員	10	3	(4)	13	医学的管理に基づく看護
介護職員	23	6		29	介護に関する全般
支援相談員	4			4	利用者及び家族等との相談・指導等
理学療法士	2			2	リハビリテーション
作業療法士	3			3	リハビリテーション
栄養士	3			3	栄養管理及び食品の安全衛生管理
調理員	3	5		8	調理に関する全般
介護支援専門員	1			1	短期入所療養介護計画の作成
事務職員他	2			2	施設内の庶務・総務・環境整備等
合計	53	14	(4)	67	

(5) 利用定員等

・定員 80名 (全8ユニット)

療養室	個室	合計
	80	80名

(6) 通常の送迎の実施地域

平生町・柳井市・田布施町・光市(旧大和町)・周南市(旧熊毛町)・上関町(室津)

※平生町・柳井市・田布施町については、離島を含まない。

2 サービスの内容

- ①短期入所療養介護計画の立案
- ②食事
- ③入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護（退所時の支援も行います。）
- ⑥機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦支援相談サービス

3 利用料金

- (1) 施設利用料（介護保険では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。利用料は、介護保険負担割合証に記載されている割合（1割、2割又は3割）を負担いただきます。以下は、1割負担の方の1日当たりの自己負担分です。）

[個室]		対 象 者	
・要介護 1	836円	・要介護 3	948円
・要介護 2	883円	・要介護 4	1003円
		・要介護 5	1056円

- * サービス提供体制強化加算として上記金額に1日18円加算されます。
- * 送迎を行った場合（利用者の心身の状況等から特に送迎が必要な場合）は片道184円加算されます。
- * 個別リハビリテーションを行った場合は、実施加算として上記金額に1回240円加算されます。
- * 夜勤職員配置加算として1日24円加算されます。
- * 居宅サービス計画に位置付けられていない緊急入所を受け入れた場合は、上記の金額に1日90円加算されます。（7日を限度とする）
- * 要介護4又は5で医学的管理の下、手厚い医療を行った場合は、上記の金額に1日120円加算されます。
- * 緊急時療養等を行った場合は、別途規定された料金が加算されます。
- * 介護職員等处遇改善加算として介護報酬単位数×7.5%の料金が加算されます。

(2) 滞在費及び食費

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や、生活保護を受けておられる方の場合は滞在費、食費の負担が軽減されますので、市町へ介護保険負担限度額認定の申請を行ってください。

なお、滞在費及び食費について、負担限度額認定を受けておられる場合には、認定証に記載されている負担額となります。

①所得等による段階別対象者（世帯全員が市町村民税非課税者である事が原則）

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	・本人、世帯全員が市町村民税非課税の方で、老齢福祉年金受給者、・生活保護受給者。
第2段階	・本人、世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円以下の方
第3段階	・本人、世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方
第3段階	・本人、世帯全員が市町村民税非課税の方で、その他の合計所得金額と年金収入額の合計が年間120万円を超える方
第4段階	・上記以外の方

※詳しくは本人住所地の市町（介護保険担当）へお問い合わせください。

②所得等による段階別対象者の滞在費及び食費負担額（1日当たり）

利用者負担段階	居 住 費		食 費
	個 室		
第1段階	880円		300円
第2段階	880円		600円
第3段階①	1,370円		1,000円
第3段階②	1,370円		1,300円

※食事代は朝食400円、昼食700円、夕食700円

※第4段階（非該当）の方は施設で設定する金額となります。

(3) その他の利用料

- ①日用品費(電気代) (個人専用の家電製品) 1製品1日当たり 50円
- ②洗濯代 (1枚当たり) (ご希望者のみ) 100円
- ③教養娯楽費 (参加ご希望者実費)
 - *趣味的活動に関する材料費 (クラブ活動的なもので参加自由)
 - ◎書道、手芸、図工、絵画、陶芸教室、カラオケ等
 - *バスハイクに係る経費(自由参加)
 - ◎梅園、桜、藤、紫陽花等の花見見物
 - ◎公園、山、海、神社等の小旅行
- ④日用品費 入浴セット一式 1日150円

(4) 支払方法

・お支払い方法は、預金口座振替、施設窓口での現金払い又は銀行振込のいずれかをお願いします。

4 協力医療機関等

(1) 協力医療機関

- ・名称 坂本病院
- ・住所 柳井市余田3626-2
- ・電話 0820-23-6800

- ・名称 厚生連 周東総合病院
- ・住所 柳井市古開作1000-1
- ・電話 0820-22-3456

(2) 協力歯科医療機関

- ・名称 ときまさ歯科医院
- ・住所 熊毛郡平生町堅ヶ浜777番地の4
- ・電話 0820-57-0088

5 お客様苦情・相談窓口

- * 支援相談員 有光 由美
 - 対応時間 8:30~17:00
 - 電話 0820-57-3800
- * 平生町役場 熊毛郡平生町大字平生町210-1
 - 電話 0820-56-7115
- * 柳井市役所 柳井市南町1-10-2
 - 電話 0820-22-2111
- * 田布施町役場 熊毛郡田布施町大字下田布施3440-1
 - 電話 0820-52-5809
- * 上関町役場 熊毛郡上関町大字長島503
 - 電話 0820-62-1777
- * 山口県国保連合会 山口市朝田1980-7
 - 電話 083-995-1010

6 施設利用に当たっての留意事項

- ① 面会
 - ・出来得る限り営業時間内での対応をお願いすると共に来設時は面会簿に記入の上、訪室してください。
- ② 外出届
 - ・ご利用の際は各サブステーションで外出届に記入をお願いします。
 - ・施設内での使用は厳禁です。
- ③ 火気の取扱い
- ④ 設備・備品の利用
 - ・利用時は事務所へ連絡の上、安全に注意しご使用されますと共に返却時は利用時と同様に事務所までお届け下さい。
- ⑤ 所持品・備品等の持ち込み
 - ・紛失防止のため、必ずお名前(名札)を付けて下さるようお願いいたします。
- ⑥ 金銭・貴重品の管理
 - ・持ち込まないようお願いします。必要な場合は家族で対応してください。
- ⑦ 外出時等の施設外での受診
 - ・受診が必要な場合は坂本病院までご連絡の上、来院してください。
- ⑧ 宗教活動
 - ・禁止させていただきます。
- ⑨ ペットの持ち込み
 - ・衛生上の問題もあり、禁止させていただきます。
- ⑩ その他
 - ・利用上ご不明な点があれば、事務所までお尋ねください。

7 非常災害対策

- (1) 非常災害に関する具体的な計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、消火設備その他必要な設備を設け定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- (2) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報、連携体制について定期的に従業者に周知徹底します。
 - ・ 防災設備 スプリンクラー、消火器、煙感知器、報知機 など
 - ・ 防災訓練 年2回実施

8 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じます。

- ① 事故が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。(損害賠償、市町や利用者の家族への連絡等)
- ② 事故が発生したとき又はそれにいたる危険性がある事態が生じたときに、当事実が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底体制を整備する。
- ③ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

9 高齢者虐待防止について

高齢者虐待または再発を防止するため次の措置を講じます。

- ① 虐待が発生した場合の対応、次に規定する報告の方法等が記載された高齢者虐待の防止のための指針を整備する。(市町村、利用者の家族への連絡等)
- ② 虐待が発生した場合または、虐待を疑う事態が生じた時に、当事実が報告されその分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- ③ 高齢者虐待防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。

10 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の『営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動、飲酒、喫煙』は禁止します。

11 その他

当施設については、パンフレットを用意しておりますのでご請求ください。